

平成22年度第1回石狩浜海浜植物保護センター運営委員会

日時:平成22年5月13日(木)9時30分～11時30分

会場:石狩浜海浜植物保護センター

出席:石川 治、今中建男、瀬野一郎、松島肇、安田秀子、萬谷優子、渡邊千秋

事務局:有田英之(センター長)、内藤華子

傍聴者:1名

資料:ふるさと海辺フォーラム開催にあたっての事前打ち合わせ(資料1)

ふるさと海辺フォーラムちらし・海辺の保全活動写真展ちらし(事前配布)

「石狩浜の海浜植物保全」あっせん(事前配布)

平成22年度海浜植物保護センター行事予定(資料2)

平成21年度石狩浜海浜植物保護センター活動報告

会議録

1. 会長・副会長選出について

全会一致で、会長は安田秀子さん、副会長は瀬野一郎さんを選出。

2. ふるさと海辺フォーラムについて

内藤・有田 2日目の石狩浜関係の活動発表で、植物関係の話で定期観察の会、キノコの話で北方菌類フォーラム、昆虫関係の話で専修短大の岡田先生にお願いできればと考えている。

安田 定期観察の会は、発表の方向で考えている。

松島 昆虫関係の話は、専修短大の岡田さんより、石狩のアマチュア昆虫研究者の小林さんをお願いするのはいかがか。

内藤・有田 小林さんに打診してみる。

安田 他に、海岸侵食関係の話などもあればよいのでは？

内藤・有田 時間の関係もあるが、検討する。

内藤・有田 2日目の石狩浜関係の活動発表で、司会進行は松島さんをお願いしたい。

松島 承諾。

内藤・有田 1日目の活動団体発表の司会進行担当は、安田さんをお願いできるか。

安田 承諾。

安田 懇親会の進行担当は、内藤さんをお願いしたい。

内藤 承諾。そのほか懇親会での細かいお世話は、参加する石狩の人で行うことでお願いしたい。

内藤 2日目エクスカージョンではまなすの丘と保護センターの説明員として、説明員一人当たり10名程度を案内することを想定し、ボランティアで、定期観察の会やふるさと自然塾、石狩ボランティアガイドの会のみなさんをお願いしたい。

瀬野 石狩ボランティアガイドの会の中から2～3名はできると思う。時間の関係もあると思うが、エクスカージョンの中に、弁天社も含めてはどうか。検討いただきたい。

安田 定期観察の会メンバーには、声をかけておく。

内藤 車乗り入れ地と北大の試験区の説明については、松島さんをお願いしたい。

松島 はい。ただ、参加者が多いときは、もう少し説明員を増やす必要がある。

有田・内藤 参加者の多いときはバス単位（40名程度）で移動して、入れ替わり説明することも検討する。

今中 宿泊者数がどれほどになるのかまだわからないが、番屋の湯の宿泊定員を確認した上で、周辺の宿泊施設も探しておいたほうがよいのではないかな。

有田・内藤 確認し、観光協会とも相談する。

3. 「石狩浜の海浜植物保全」 あっせん・回答について

有田 行政評価局から札幌土木現業所（札土）に、配布資料のとおり「あっせん」があった。これに対して、札土では、ほぼあっせん内容に沿った内容で、回答した。概要は、配布した平成21年度活動報告書の14ページにある。①の車乗り入れ防止柵の強化については、石狩市が昨年実施した事例の効果に倣って、ワイヤーと単管を用いて実施するとのこと。看板は、昨年石狩市が作成した図案と同じもので、今年設置するとのこと。②で述べている海岸利用状況のすみわけについては、関係者の考え方をこれから詰めていくところだ。石狩浜の保全のあり方について、1～2年かけてつくっていきたいと考えている。③についての札土の考え方は、海岸法だけでの規制は難しく、環境法令を含めて検討していきたいとのこと。これを受けて、石狩浜環境保全連絡会議の構成メンバーは、次回から、北海道の環境所管の部署である、石狩振興局の環境生活課が加わることになった。

関連して3月に、北海道の自然環境部局へ、自然環境法令での車乗り入れ規制ができないかと、その可能性について打ち合わせに行った。その中で、法律での規制については、国（環境省）と石狩市で直接話し合って構わないとのことだったので、環境省北海道地方事務所へ行っ

て、自然環境保全法での規制の可能性について話しを聞いてきた。話し合いの中で、現在我々が考えている車等の走行のみを自然環境保全法での規制は難しいとの見解だったが、今後、順次他法令の適用を検討していきたいと考えている。

また、石狩浜環境保全連絡会議では、今後、レジャー利用者や保全活動に携わる市民グループ、学識者等幅広い参加を募っていくことを、検討している。

松島 車乗り入れ防止柵の補強は、海岸道路から海への抜け道はすでに実施していた。海側の補強と看板設置はまだのようだ。

石川 植生域への進入は、徒歩は○で車は×という規制は、今の法律でできるのか。

有田 現行法ではできないとのこと。そのような規制を道や市でつくるという方法もある。まずは、道の所管部署と話をする必要がある。

松島 植生破壊が海岸侵食を助長することは、一般論となっているのですが、札土はこれを根拠にした海岸法の適用には至らないのか。

有田 このような意見は建設行政組織だけだと出ない。市民はじめ多様な人を交えた会議になった段階で意見が出てくればよいと思う。

安田 石狩浜環境保全連絡会議が民間人などを含めていく方向で動くのは、今年からか？

有田 会議の中で提案していく。

4. 平成22年度事業について

有田 9月～10月に、市民図書館、砂丘の風資料館、川の博物館と連携して「地図」をテーマにした企画展を行う予定がある。これを機に、可能な部分で連携を進めていければと思う。

安田 この企画をきっかけに、各施設を統合したハンディな冊子ができればいいと思う。

有田 今年の委員会予定は、9月、11月、年明けを予定している。フォーラムに向けての打ち合わせは、参加団体がだいたい決定する6月中旬を目途に開催する、委員の皆様にも声をかけるので、ご協力のほどお願いする。

以上

確認しました。

平成22年6月10日

石狩浜海浜植物保護センター運営委員会
会長 安田 秀子